

第五十八回国会
衆議院
社会労働委員会議録 第三号

(六八)

昭和四十三年三月五日(火曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 小沢 辰男君

理事 竹内 孝雄君

理事 田邊 誠君

齊藤 邦吉君

中野 四郎君

増岡 博之君

箕輪 登君

渡辺 増君

加藤 万吉君

島本 虎三君

平等 文成君

山田 耻目君

本島百合子君

伏木 和雄君

出席國務大臣

労働大臣 小川 平二君

郵政政務次官 高橋清一郎君

郵政省人事局長 曾山 克巳君

労働政務次官 井村 重雄君

労働大臣官房長 石黒 拓爾君

労働省労政局長 松永 正男君

労働省労働基準局長 村上 茂利君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

三月一日

委員井上普方君辞任につき、その補欠として西風勲君が議長の指名で委員に選任された。
 同月四日
 委員伏木和雄君辞任につき、その補欠として浅井美幸君が議長の指名で委員に選任された。
 同日
 委員浅井美幸君辞任につき、その補欠として伏木和雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日
 日本沿岸の沈没船に関する請願(大橋武夫君紹介)(第一八七六号)
 セキド損傷障害者の援護に関する請願外十件
 (小林信一君紹介)(第一八七七号)
 同(平林剛君紹介)(第二〇六三号)
 外傷性セキド損傷障害者の援護に関する請願外八件(小林信一君紹介)(第一八七八号)
 同(佐々木更三君紹介)(第一九七三号)
 同(北山愛郎君紹介)(第二〇六一号)
 同(平林剛君紹介)(第二〇六二号)
 バーテンダー資格法制定に関する請願(坪川信三君紹介)(第一八九六号)
 クリーニング所の適正配置に関する請願(田中榮一君紹介)(第一八九七号)
 同(羽田武嗣郎君紹介)(第二〇六八号)
 各種福祉年金の併給限度撤廃に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第一九七〇号)
 同外十一件(久保田円次君紹介)(第一九七一年)
 满蒙開拓死没者の遺族扶助に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第一九七二号)
 (地崎宇三郎君紹介)(第一九七四年)
 同(浦野幸男君紹介)(第二〇五九号)
 柔道整復師法制定に関する請願(井原岸高君紹

介)(第一九七五号)
 同(永末英一君紹介)(第一九七六年)
 同(谷川和穂君紹介)(第二〇六四号)

同(山本政弘君紹介)(第一九七七年)
 老齢福祉年金増額に関する請願(藤井勝志君紹介)(第二〇六五号)

老齢者的生活保障に関する請願(藤井勝志君紹介)(第二〇六六号)

老齢福祉年金の増額等に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第二〇六七号)

は本委員会に付託された。

○八田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)、労働関係の基本施策に関する件(郵政省における労働問題及び雇用対策に関する問題)

本日の会議に付した案件
 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)
 第十九条第一項に次の一號を加える。
 第十九条第一項に次の一號を加える。

十一前各号及び第三項各号に掲げるもののほか、労働者就職の援助に因る必要な業務を行なうこと。
 第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

○八田委員長 これより会議を開きます。
 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)
 第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

六 前各号に掲げるもののほか、駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に因る必要な業務を行なうこと。
 第十八条第二項中「第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同項第六号の業務」を加える。

第二十条中「自営支度金」の下に「同項第六号の規定に基づいて再就職する駐留軍関係離職者に因る支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。」を加える。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

第二条雇用促進事業團法(昭和三十六年法律第百六号)の一部を次のよう改定する。

第十九条第一項に次の一號を加える。

十一前各号及び第三項各号に掲げるもののほか、労働者就職の援助に因る必要な業務を行なうこと。

第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

○八田委員長 これより会議を開きます。
 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)
 第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○八田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣小川平二君。

○小川国務大臣 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改定する。
 日次中「第十八条」を「第二十条」に改め
 第十八条第一項に次の二号を加える。

同(浦野幸男君紹介)(第一九七二号)
 同(地崎宇三郎君紹介)(第一九七四年)
 同(井原岸高君紹介)(第一九七五年)

柔道整復師法制定に関する請願(井原岸高君紹

律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者につきましては、昭和三十三年五月駐留軍関係離職者等臨時措置法の制定以

来同法に基き、これらの者の生活の安定をねかるため、その対策の強化につとめてきたところあります。しかししながら、駐留関係離職者は

今後もなお相当数発生するものと予想され、これらの者の再就職を促進することが必要でありますので、昨年十二月に出された駐留軍関係離職者対策審議会の答申の趣旨に沿つてこれらの者の再就職援護策を強化するとともに、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長し、あわせて身体障害者その他の労働者の就職を援助するため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、駐留軍医係離職者に対して福岡保護事業団が行なう援護業務の拡充であります。雇用促進事業団は、近來の援護業務のほか、新たに駐留

軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に向け必要な業務を行ない得ることとし、離職者

の実情に適応した業務を適時適切に行なわせようとするものであります。また、これに因連して、今回新たに支給することとする自営支度金に相当する給付金については、従来の自営支度金と同様これを標準として租税その他の公課は課さないことをとしております。

第二は、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間の延長であります。駐留軍関係離職者等臨時措置法は、本年五月十七日以降効力を失なうことになりますが、駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、有効期間をさらに五年間延長することとしております。

第三は、雇用促進事業団が行なう一般業務の拡充であります。雇用促進事業団は労働者の雇用を促進するための業務を行なっておりますが、身体障害者その他の労働者一般についても、駐留専門関係離職者対策と同様、労働者の実情に応じて從

来の業務のほか就職の援助に関し必要な措置を適時適切に行ない得るようになります。

以上この法律案の提案理由及びその概要について
まして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○八田委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 私いまここで質問しようと思いますのは労働省並びに郵政省についてであります。その概要は、最近発生、勃発しておりますところの郵政関係の不当労働行為類似の事件、それに対する官側の態度、これを法的にあるいは行政的に解明してみたい、こういうふうに思うわけでございますから、これはある場合には具体的になりますけれども、的確にお答え願いたいと想い

まず郵政省にお伺いしたいと思います。最近の

郵政省当局の傾向を見ますと、全通との労使の関係をわれわれが調査に行く場合、地方の郵政局側では、何かしら国会議員に対しても故意に避けようとするのか、または礼を失すると思われるようなことが一再ならずあるわけでござりますけれども、郵政省としては、この全通関係とのいろいろな問題の調査に対して、特に国会議員に対してもは、思い当たること、または意識することがあるのでござりますか。まずこの点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○高橋(清)政府委員 大臣は予算委員会に出ておりますので、お許しを願いたいと思います。

いやしくも国会議員が各省視察の場合、特にいよいよお話をございましたように、郵政省におきましては、国民生活と密接不可分な日常業務を行なつておりますので、その事業内容、特に労働組合、いわゆる全連との友好といいますか、日常の密接な

関係を強く保持いたしまして遺憾なきを期したい

ら、じかにその場におりました局長のほうからお答えさせたいと思います。

山本(博)政府委員 私どものほうが所管でござりますので、私よりお答え申し上げます。

まして、いろいろ率直に申し上げましてトラブルが起こることがございます。トラブルが起こります

した後に、この問題について国会議員の、特に野党の先生方がこれを調査に行かれることがござります。私のほうがこれが地方に対しまして指導いたしておりますのは、正式の国政調査という形で出向かれる場合と、それからそうでない場合と、これはおのずから区別がござります。ただいま御指摘になりました場合は、大体後者でございます。したがいまして、地方に連絡をいたしますときには、国會議員の方々が行かれるのであるから、礼を失すことのないようなどいふことについて、は、十分連絡はいたしております。行き違いがないうるに、資料の提出とか、あるいは視察をされるときの郵便局あるいは郵政局の中の勤務時間中

の調査のしかた、そういうものについて、私のほうからいわばお願ひというようなことは、あら

かじめ窓口を通じて申し上げてあるのでございま
す。

いま、大阪の場合あるいは仙台の場合、御指摘
ありましたけれども、結果いたしまして、大阪の
場合は、多数のデモ隊の包囲のなかでございま
したので、これは礼を失しないしかたでお断わり
を申し上げたと思つております。仙台の場合は、
これはなるほど郵政局長が、表彰式がございまし
て、そちらに出向いておった、代理いたしまし
て人事部長が残つておつた。この点につきましても
、あらかじめ窓口を通じて御連絡を十分申し上
げたつもりでございまして、それが十分徹底いた
る

さなかでたとめうござりましたら これに
○島本委員 ことに遺憾なことだと思います。

から、もしもそういう事情があつたならば、直接私どものほうに言つていただきたいのです。それを間接にどなたかに言つたつて、こちらには通じない場合もありましよう。そういうやり方でやつたからいいのだ、もしこういう考え方だとすると、それは国會議員を侮辱したことになります。それはいけません。それはやはり本人が言つたなら本人に返すのがあたりまえじやありませんか。私は聞いておらないのです。

表彰式があつたといいますが、その表彰式はどうございました。

○島本委員 郡山に間違ひありませんか。飯坂温泉ではございませんか。

○山本(博)政府委員 ただいまの私の発言は、飯坂だそうございますので、間違いります。

○島本委員 そういうようなことはいけません。飯坂温泉で表彰式があるために会えないというのですか。郵政省では表彰式は温泉でやるようなことになつてゐるのですか。

○山本(博)政府委員 原則といつたしましては、そういうことになつておりません。したがいまして、仙台以外の郵政局では、全部郵政局所在地で飯坂温泉で表彰式があるためには会えないというのですか。郵政省では表彰式は温泉でやるようなことになつてゐるのですか。

○島本委員 郡山に間違ひありませんか。飯坂温泉ではございませんか。

○山本(博)政府委員 ただいまの私の発言は、飯坂だそうございますので、間違いります。

○山本(博)政府委員 郡山でございます。

○島本委員 郡山に間違ひありませんか。飯坂温泉ではございませんか。

○山本(博)政府委員 それは、平常郵便局では名士の方があまりおいでになりませんので、名士の方があおいでになるときは写真をとる、それで後ほど郵便局長室のアルバムに入れておくということを、從来一般的郵便局ではいたしております。たとえば本省の課長が行つたとか、局長が行つたとか、あるいは郵政局長が行つたとか、そういうときには全部アルバムの中に納めてございます。これは決して他意があつていたしたことではないと存じます。

○島本委員 失言です、それは、他意があつてやつたのでなければ、敬意を表して撮影するのに、何のために撮影したのだと言われたら、それをしてしまつたじやありませんか。ほごに影をするのに、何のためにやつたのだと言つたまゝなして、そのための撮影じやないですか。敬意を表して撮影をするのに、何のためにやつたのだと言つたまゝの、これはどういうことですか。敬意を表してやつたのじやないです。われわれをもう犯罪者とみなして、そのための撮影じやないのですか。そういうことを聞いておりますが、出来表彰をするのに適当な場所といたしまして、仙台市内を用いないで飯坂を用いていた例が間々ございました。私は、その従来の例をもつて飯坂でやつたというふうに聞いております。

○島本委員 それに郵政政务次官も出る予定になつておつたということを聞いておりますが、出ましたか。

○高橋清(政府)委員 緊急の用がありまして出ませんでした。

○島本委員 私どものほうでは、表彰式に對して云々言うのではありません。やはりその場合は、誠意を持つてこれは念達するなり答えるなりしてもらいたい。そういう事態のために会えないと、また会つた人もわれわれの聞くことに対する不十分な答弁しかできない、これではまさに侮辱

されたと同じではございませんか。これは私どもとしては不愉快です。今後こんなことのないようになります。

○島本委員 写真をとるのはわれわれだけじゃないのです。郵便局員のほうにも、ちゃんと作業をする人がいるのです。郵便局員の中でも、ちゃんと作業をする人がいるのです。郵便局員は監視労働は認められていますか。

○村上(茂)政府委員 お尋ねの監視労働の意味が何だ。従業員は監視労働だと言つてゐるのです。労働省に伺いたいのですが、監視労働は認められていますか。

○島本委員 いたしまして、單なる助言にしかすぎないの

であります。

○島本委員 いたしまして、單なる助言にしかすぎないの

きしたいのですが、そういうことは私はあり得ないと思うのです。なぜこれが当たったのか、問題はその辺にあるのじゃないかと思うのです。ほかの局で、表彰を受けたその賞金の使途で労使意見が一致しなかつたというようなことはありますか。

○山本(博)政府委員 私は全国全部調べたわけではございませんが、話をお互いにいたしまして、大体どちらかの意見にどちらかが同調する、あるいは両方で話し合をして、どちらかが歩み寄つてきめるというのが通例でございまして、こういう例はそんなにたくさんはないと存します。

○島本委員 これは大船渡以外にはないと想います。そうたくさんないと言われるが、大船渡以外にはないのです。こういうことこそ阻害の原因の一つなんです。話し合いを十分つけて——のために一ヶ月、二ヶ月待つたって、利子はふえても減る理由はないのですから、なぜ話し合いの努力をしないのです。自分らだけでやつてしまふ、あとは業務命令を出して働かせればいい、こういう犬やネコを使ひような考え方もしやるとしたらば、こういう結果が発生するのは当然じゃありませんか。そして一万五千円、これはもうすでにおまえらにやつたからかってに見え、半分はわれわれが使うのだ。そして中には関係がなかつたと思われる人まで連れてきて飲んだ、この印象がまた悪くなっているじやありませんか。こういうよなやり方をして、これで円満な業務をやろうとする局長の考え方、私は円満な善良な管理者としての欠格条件を備えていると思うのです。それを黙つて指導してきたのはどなたなんですか。仙台郵政局ですか。私は、そういうような点が今回いろいろ処分を生む原因の一つになつてゐる、こいつのように思つてまことに残念なんです。そしてこれは円満に解決しておりますか。

○山本(博)政府委員 このチリ地震の関係につきましては、局側と組合側とではその後話をいたしましたが、内満に事が済んでおるはずでございま

す。○島本委員 では円満に済んでいるのですね。そうであるならば、もう質問はこれでやめます。

○山本(博)政府委員 円満に話がついておると私は報告を受けております。

○島本委員 それは円満に話はついていないと思います。ただ一方的によこしたから、それを通帳に組み入れてまだ保管してある。こういうような状態です。円満に解決をしたという報告はどこから来ましたか。

○山本(博)政府委員 仙台の郵政局から受けました。

○島本委員 だから、その郵政局の報告の、円満に解決したかどうかを調べましたか。ただその報告どおりに、あなたはもうこの神聖な国会のほうに、円満に解決をしたということを報告するのですか。

○山本(博)政府委員 仙台の郵政局に、大船渡に連絡をしましてこの問題について報告を求めさせました。それで、それについての真偽を十分確かめさせた上で、私のほうに報告を出させました。私はその報告をそのまま申し上げる結果になります。もし間違つておりますたら私の責任でございます。

○島本委員 これはもう一回調べて、私はその結果を報告してもらいたいと思います。電話もあることですし、すぐやつて、質問が終わるまでの間にこれを報告してください。私はまだこれは終わつていないと思ひます。

○山本(博)政府委員 私は次に、処分された問題について少しお伺いしたいと思うのです。今回のこの処分はどういうような処分でござりますか。

私は次に、処分された問題について少しお伺いしたいと思うのです。今回のこの処分はどういうような処分でござりますか。

○山本(博)政府委員 今回の処分と申されますのは大船渡の問題だと存しますが、大船渡の郵政局で処分いたしましたのは、これは昨年末に全通の年末闇争がございました。そのおり大船渡の郵便局で、これは私は労働組合運動というものではありませんでした傷害事件だとつておりますが、その傷害

事件に対して処分をいたしたのが内容でございました。

○島本委員 これは中には懲戒免、こういうのもあるようですけれども、少なくとも免職にする以上、その理由等については十分納得の上で、本人にも納得させてそれをやつたのじゃないかと思ひます。そういう手続は十分してありますか。

○山本(博)政府委員 処分を発令いたしましたときには、本人に事前に了解を求めるということはいたしております。処分発令の際に、その内容、理由等のものを本人に伝達をするという形をとっています。

○島本委員 本人にこれは十分伝達いたしました。

○山本(博)政府委員 本人に、本人の処分理由といふものを説明する書類を渡してございます。

○島本委員 書類を渡しただけで本人は納得したかどうか。また、本人の家族にこういうようなことを十分知らせるような努力をしたかどうか。これが私は知りたいのですが、どうなんですか。これを送つてやつただけ首ですか。それとも、こういうわけですよといふうに言つてやつたのですか。これは首ですよ、重大な問題を、一片の紙を送つてやつて、これであとはいいんだといふうな考え方方に立つならば、私は納得できない。これはどういうふうな方法でしたか。

○山本(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、本人に処分の理由の説明書を渡す、あるいは本人が受け取りを拒否いたしますと郵送をするという形で処理いたしております。家族に対しましては、特段の措置をその際するということはないたしておりません。

○島本委員 現地では、家族が、どういう理由ですか、こう聞きに行つたのに対しても、局長は全然会つていませんが、なぜ会わんないんですか。なぜ説明できないのですか。

○山本(博)政府委員 その付近の事情を私づまびらかに存じておませんが、たとえばこれは私

が一人で局長に面会に来られて、事情の説明といふことを求められたなら、私は局長は当然それに応すべきであると思います。ただ、いわば抗議活動という形で、非常にたくさんの方と一緒に郵便局に押しかけてこられるというようなときには、お一人でおいでくださいといふ形で御返事をするのじゃないか。その場合はあり得るというふうに存じます。

○島本委員 そういうような場合、お一人で来てください、また何時に来てください、こういうふうな方法を用いましたか。

○山本(博)政府委員 そこまで調べが行き届いておりません。

○島本委員 これは重大なんです。家族が会いに行つても会わないのです。本人が行つても本人にも会わないんです。ただこれをやつたから、これでいいんだ、こういうような考え方なんですね。その中に書いてある理由は、納得できないようないふな抽象的な理由なんですね。だから本人がそれを聞きに行つたら会わない、こういうようなやり方はまさに悪代官の標本みたいなやり方やあります。

○山本(博)政府委員 おろおろして聞きに行つてます。どうなんですか。家族にもこれは言えないのですか。家族はどういたします。局長のところに、おろおろして聞きに行つてます。どうなんですか。おまえに会う必要はない、これがいわゆる局長の態度でいいのですか。もし喧嘩にわたるのだったら、時間をきめ、または特定の一人、二人、これを指定してなぜ公えないのです。なぜこれをはつきり言えないのです。このやり方が郵政省としては正しいのです。労働省に私は聞きました。

○山本(博)政府委員 そういうようなやり方は、少なくとも首先するような場合には妥当ではない。労働省では、もちろん妥当じゃないから、そう言うのはあたりまえだと思います。そういうふうに言つているんですが、郵政省ではこれが普通のやり方なんですか。

○山本(博)政府委員 一般論として申し上げます

と、本人並びに本人の家族に、平常な状態において十分説明をすべきだと思います。
○島本委員 一般論としてはといったって、首切つて一般論じゃないのですか。一般論でもこれではやらなければならないのに、こういう首切つた特別な事態に対してもやらなくてもいいという考え方なんですか。これは重大ですよ。どうなんですか。

に、非常に多数の方々でいわば抗議活動という形で郵便局に押しかけてくるという形の場合には、これはさつき申し上げたような形でお断わりをするということもあり得ると存じます。しかし、一般的な平常な状態におきましては、当然そういう努力もすべきであるというふうに考えておりま

○島本委員 何回言つても決たたれはがかりませんね。その場合には、管理者として自分がちゃんと言つてやれるような条件を付せばいいじゃありませんか。同時に何人で、場所は局じやだめだからこととか、またいろいろ方法はあるじゃありませんか。一概論ならいいけれども、これはやらないでいいからいい——これは特別やらなくてもいい例なんですか。重大ですよ、これは。もしこれを第三者機関に持ち込んで争うとしても、人事院で二年はかかるでしょ。結審するまでには普通四年以上かかるでしょ。その間何が何だかわからんないで首切られておいていいんですか。説明もしないでおいていいんですか。まして家族、これはどうなんですか。これが愛情ある郵政省当局のやり方だと思います。私はこの問題がどうとか、どこか無理などころがあるでしょ。これがちょっと困るのですが、政務次官、こういうふうな実態なんですが、これはまともでしようかね。

处置がとられることがありますようと、私とい
たしましては、これは個人感情でありますから、今
後の指針も与えなければならぬと考えおります
るけれども、先生のお示しにありましたようにや
はり親切な態度で、要請いたしました場合につき
ましては、特に家族については懇切丁寧にして、
その間の事情をよく説明するだけの処置をとるべ
きものであると考えます。

○島本委員 政務次官のほうではそういうふうに
言っているんです。これはもう各局長十分わかっ
ただろうと思うのです。あなたの部下はそれを
やってないのです。暴力的事実があつた、こう言
うのですが、これはどういう事実があつて首に
なつたのですか。郵政大臣からの発令ですか、
首にする以上、これはちゃんと知つてやつたんだ
らうと思います。これはどういう暴力的な事実が
あつたのですか。それを解明してもらいたい。

○山本(博)政府委員 暴力的行為をございました
が、その懲戒処分にいたしました二名につきまし
ては、ただそういう暴力的行為のみならず、平常
その他の業務上の阻害あるいは秩序の紊乱、業務
命令に対する拒否、そういうようなものを総合的
に全部勘案をいたしまして处分を発令いたしました
わけでござります。個々の一人一人につきまし
て内容をというお話をしたら、それは別に申し上
げますが、暴力的行為だけではなくて、全般的な業
務運行上のいろいろな問題ということを含めまし
て処分したということをございます。

○島本委員 この辞令の中に、暴力的行為または
集団的な示威とか、いろいろ書いてあるんです。
その一つ一つが理由ではないのじやないのです
か。一つ一つの理由、それが効力を発生して総体
的にこれは解雇、こういうふうなことに相なるの
ではないかと思うのですが、これは一つ一つの理
由はない、ただ総体的にこれは首だ、こういうふ
うな意味なんですか。

○山本(博)政府委員 処分を発令いたしますとき
は、これは一つ一つのケースが、しさいに調べま

すと千差万別でござります。大きな意味での類型
というものはございませんけれども、一つ一つ調べ
ますと、そのときの状況というのが全部違いま
す。したがいまして、こういう場合はこうと
ような判定というものは、あまりしやくし定本な
ものさしと、いうものは、なかなかできにくうござ
います。したがいまして、個別、個別の事例とい
うものを全部取り上げて、それで前例にも合わせ
ますけれども、そういうものがただ一つの場合、
あるいは二つの場合、同じことを二度繰り返した
場合、あるいは暴力的行為以外のものが付加され
た場合、そういうものを一つ一つについての重要
さといいますか、重さというもののほかに付加さ
れるもの、単独でとった場合は——単独の場合は
またどのくらいというようなものもござりますけ
れども、そういうものが総合されて幾つかの事案
というものが一緒になりますと、やはりその重さ
というものが個別、個別の場合よりも重くなると
いうことはございます。

○島本(博)委員 暴力的行為の事実を調べました。と
ころが傷害はないのです。もちろん診断書もない
のです。物的証拠はないのです。転倒した事実も
ないのです。だけでも、傷害を、暴力的行為を受け
たと言うのです。ただ、それが証拠なしに受け
た、証拠なしにそういうようなことを信じなか
こう言つてきたならば、うのみにこれを信じなけ
ればならないのですか。じゃ暴力行為に対し具体的
の証拠はあるですか。

○山本(博)政府委員 私のほうといたしまして、
職員を処分をいたしますときは、これは当然のこと
でございますけれども、行き過ぎた処分あるいは
間違った処分、こういうもののないように慎重
に配慮いたしております。特に暴力的行為と
ようなことがありました場合には、決して単独の
人間の現認あるいは主張だけでは、採用いたして
おりません。複数以上の人間がこれを現認いたし
まして、それはそういう事実があるという証
言——先ほどお話をありましたように、これは第
三者機関にもかかり、あるいは訴訟にもなるケー

現認者が他に複数以上いるということを条件にいたして考へ、対象にいたしております。

○島本委員 これは暴言を吐いたということも載っておりますが、この暴言ということは、むしろ、デンスケやろうとか、ばかやろうと言いうのは、これは暴言じやありませんか。これは管理者が吐いているのです。そして、それに対して抗議をする、抗議をすると暴言で、デンスケやろう、ばかやろうと言われるものが正常なことばなんですか。この暴言の意味を、これにはつきり書いてあるのですから、これもお聞かせ願いたいのですが、どうですか。

○山本(博)政府委員 いまお示しになつたような事案につきましては、私のほうが暴言という表現を使つておりますのは、ただ、ばかであるとか、あるいはデンスケであるとかいうような表現のものは、いわゆる暴言としての対象にいたしております。この場合は、管理者の場合ではございません。これは管理員に對しての場合は暴言としてはおりません。ただ、非常に脅迫的な内容を含んだもの、こういうものについては、行き過ぎであると考えてこれは採用いたしております。

○島本委員 これでまた不可能な事実があるのであります。これは管理者側が腕を組んで押してきて、おまえが押せば暴力だが管理者がやれば何でもないのだぞということを公言しながらやつておるのであります。そしてやつてくると、現認した、現認したということばだけ発するのです。それが証拠だと言いうのです。現認、現認ということばがあれば、何のにもまさる証拠なんですか。あとそういうような物的証拠は何にもない。これも首になる理由になりますか。むしろこういうようなことをやる場合には、人の命にもかかわることですから、慎重に現地まで行つて調査すべきではありませんか。たゞあがつてきたこういうふうな事態をもとにして

首にしてしまう。これが私としては愛情ある措置だとは思われない。まして、この中に載つておる一つ一つの事態は、つくり上げるために言っておるような事態が多いのです。腕を組んで管理者側がやると、これは何でもないのだ、おまえらがやれば暴力なんだ。そうしてそれをやると現認したと言うのは管理側だけです。管理者が現認すれば首になる。東條内閣よりもっとひどいやり方ではありませんか、こういうふうなやり方は、そしてこの理由は一つも明らかにしない。第三者機関で明らかにしなさい。そうして、やられて二年、四年と待たなければならぬのです。こういうようなやり方が普通だ。こういうような考え方のほうがよほどどうかしていませんか。私どもとしては、こういうようなやり方で一人一人首になると、いうようなやり方は、黙視するに忍びないので、あなたは十分調査したと言う。調査したと言ふから、われわれが行つてみたら、こういうような新しい事実が次から次と出てくる。それで首切られた人は、四年間も理由を知らされないまま泣き寝入りしなければならないのですよ。そしてよく見たら、七年間も郵便の遅滞を生むような状態をそのままつくり上げていたのは当時の局長であつた。組合員のほうでは、自分の勘や足にたよつて、自分の記憶をたどつてただ配達しておる。したがつて、その人が休むとたまる、たまるから慢性になる、これでは科学的でないじやありませんか。管理能力がないじやありませんか。罰するのは組合員ではありません。局長を罰すればいいのです。手続が全然逆です。

が当然であります。おそらく御指摘になつたよう
な場合は、年末年始の非常に繁忙な時期に年休請
求があつたときに、いま忙しい時期だから日にち
を少し差しかえてくれないかという意味で、命令
とかなんとかいうことじやなしに、業務に協力を
求めるという形で話ををしておるというケースでは
ないかと想います。

○島本委員 協力を求めるだけではありません。
業務命令だとして働くと言つておるのであります。そし
て病気の実状がわかつた、それならばよろし
い——どうなんですか、この年休は。いわゆる業
務命令によつて、一方的に本人がほしいといふの
を拘束することができるのですか。これは局長の
考え方をまず聞いておきたいのです。こういうよ
うなことによつて罰せられたらとんでもないこと
になります。労働省もいることですからはつきり
聞かせてください。

○**山本(博)政府委員** 具体的な事例を調べてみましたが、一般的には、これは何事も両者の間にトラブルが起るはずはございません。もし電報で呼び出したというようなことがござりますと、これは具体的な事例でございませんから、従来あり得た例を申し上げますと、郵便局が非常に忙しい時期にまとまつてたくさんの人が年休の請求をするという事例がございますと、管理者側では、一度にそれだけたくさんのが休まれることは、業務に支障が出、また同時に、請求が非常に差し迫った時間に行なわれますと、あとの処置、たとえば非常勤を急に雇うとか、こういうようなことの措置が間に合いませんので、そのときには本人をよく説得しまして、たとえばあした休むというのを来週のどの日かに振りかえてくれないかというようなことで説得をし、協力を求めるということはいたしております。

○**島本委員** 四十二年の十月十一日に、これは東京地裁民事十一部、駒田裁判長から、この年休の正当性についてはつきり判決が出ておりますね。

これは御存じでしょう。これによつて、もうすでに労働省が二十七年七月十二日に、「年休は休息であり、正常な労働関係が前提とされた労働者の権利である。したがつてストの場合は正常な労働関係とは言えず、年休申請を拒否することもでき、事後であつても取り消しができる。」こういうような通達を出しておつたのが全部御破算になつたのです。それは、「年休は労働基準法で定められた労働者の権利であり、いかなる目的、用途に利用するかは労働者の自由である。さらに、労働者には利用目的を使用者に知らすべき義務はなく、使用者もその利用目的いかんにより年休の許諾を左右すべきでない。」これが最も新しい判決なんですね。そうすると、そのあとにこれが行なわれておるのです。無効じやありませんか。いうようなやり方はおかしいじやありませんか。いいんですか。

わなければならぬ問題が多いと思ひます。これ
は政務次官、御意見を承つておきたいと思いま
す。

○高橋(清)政府委員 郵政省の争議の面におきま
しての一つの歴史はあります。しかし、各個それ
ぞれ事象が異つております。けだし今日まで人事
局等におきましても、こうした争議の面において、
それぞれ一つ一つが至れり尽くせりの姿で結
果において出てまいりますことが望ましいのであ
ります。けれども、たまたま本件につきま
して、大船渡の件でございますけれども、先生御指
摘の、非常な御不満をお訴えなさいまする面もござ
りますというような事例も出てまいりました次
第でござりますので、今後におきましても、先生
お話しのような労使協調と申しますか、国民生活
と密接な関係を持つております郵政事業遂行の
面でござりまするだけに、官側におきましても、
いわゆる管理側におきましても、組合側におきましても
は、特に処分の場ということにつきましては、あ
っても、ともども与えられた使命の達成といふこと
とに邁進をしていかなければならぬと思うのであ
りますが、少なくともこうした面につきまして
まさらのごとく痛感いたしたような次第でござい
ます。今後におきましては、先生の今回お与えい
ただきました御指針あるいは御参考を十分そんた
くいたしまして、善処いたしたいと考えます。

○島本委員 これで終わらしてもらいますが、今
回この処分について、われわれとしてはほんとう
に納得できない。調べれば調べるほど作為的な点
が多くて、これをもつとしても、今後の一つの見
本にすることはとうていできません。これを是正
するのでなければなりません。もしもう一回次官
处分についてはもう一回考え方を直す必要があるうか
のほうで調べて、これは少し行き過ぎだ、重きに
すぎる、これはすべきじゃない、こういうような
点がおそらくあるはずですが、十分調べて、この

ども、こういうことがあつたとしたら、正しいかどうかということです。

卷之三

○山本(博)政府委員 処分をいたします立場といたしまして、本人がどの組合に所属しておるかといふようなことを処分の内容で差をつけるということは、局としては絶対あり得ないと思います。もしそのことが原因で差がついておるといったま

○西風委員　さらに、この局長の勤務態度は、西成郵便局の郵政の仕事を推進することよりも、労働問題を中心にして組合員との間にトラブルを拡大するといふような仕事のやり方をしております。たとえば常にスペイ活動をやっている。スペイ、尾行、家族調査というのを局長が先頭に立つ

自宅に人をつけて届けに来させたり、あるいはそのために優遇したりするというようなことについては、これは他の官庁に比べましても非常にきびしい指導をいたしております。もしそういうことが事実といたしましたら、私も適切な処置をとりましたいというふうに考えております。

○西風委員 このときには、當時全通の組合員で
に對して、局長は、おまえの処分が重いのは全通
に加入しているからだということを公言しております。
西成郵便局の中に丹波橋参りということがありま
す。この局長の住んでいるところが丹波橋であり
ますが、丹波橋参りというのがありますと、この
丹波橋で夏、暮れにつけ届けをする者は非常に優
遇される。あるいは郵便課長は局長が結婚式で不
在になる日に子守りに勤員された。子守りに行つ
ております。私どもがこの前面会に行きましたと
きにも、ちょうど本人は病氣でおられなかつたの
ですが、電話をかけてきましたて、私があなたに会
いたいというふうに言いますと、あなたは不法占
拠しているのだから直ちに出る、出なければ警察
を呼ぶと言ふ。病氣のはずだったのですけれども
も、非常に元気な声で私は電話してきましたて、不
法占拠だからあなたは直ちに退去しなさい、退去
しなければ警察を呼びますと書う。私は警察に
やっかいになることは好きじゃないのですが、お
それる必要もなかつたのであります。おまけに私
どもは不法占拠でも何でもない。案内されて局長
室に入つてゐるのであります。礼を尽くして、社会常識
に従つて入つてゐるのに、こういふ態度をこの局
長はとるのです。こういう人は、管理者として模
範的な管理者ですか。こういう管理者のもとにあ
る局は、労使の慣行が正しくなるというふうに判
断できるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○山本(博)政府委員 ただいまいろいろ申された
ことを前提にいたしますと、模範的な管理者では

○西風委員 さらに、この局長の勤務態度は、西成郵便局の郵政の仕事を推進することよりも、労働問題を中心にして組合員との間にトラブルを拡大するというような仕事のやり方をしております。たとえば常にスパイ活動をやっている。スパイ、尾行、家族調査というのを局長が先頭に立つてやっている。これは具体的な事実は幾らでもありますよ。そういうようなことを数々やっているようなことがあります。たとえば四十二年の五月から六月にかけて、全通の支部長である梅村といふ人がおりますが、この梅村という支部長は、大阪の郵政局管内で三本の指に入る保険の有能な練達の士であります。研修所の講師をやってもらいたいという——講師という名前かどうか知りませんが、職名は違つておるかもしれません、そういう非常に有能な保険の勧誘員であります。先ほど中しましたように、郵政局の広い管内で三本の指に入る非常に有能な保険の勧誘員であります。が、この男が、たまたま道ばたで友人と会いまして、喫茶店に入ったのです。喫茶店へ入つたといつても、これは保険の勧誘の業務の一つです。そのため喫茶店に入った。そうすると、知らぬ間にこれに尾行がついておりまして、その尾行が電話をかけて、郵便局長が先頭に立つて係員を連れて喫茶店のドアを押しあげて入ってきて、おまえは何をやつているのだ、おまえは勤務違反である、規律違反である、現認せよといふような扇動をしている。非常に先走った、三派全学連と言ふと問題が起りますから言いませんけれども、この人は、あなたの方の省におけるそういうような人である。この局長は、そういうようなことをやる局長であります。こういう行政のしかたは、あなたの指導による結果かどうか、お尋ねしたいと思います。

自宅に人を届け届けに来させたり、あるいはそのために優遇したりするというようなことについては、これは他の官庁に比べましても非常にきびしい指導をいたしております。もしそういうことが事実といたしましたら、私も適切な処置をとります。
また、いまあげられました事例でございますけれども、これも、私はその前後の事情を総合的につかんでおりませんので、なぜ喫茶店の場面でそういうことが起こったかということも、いろいろな事情があつたと思いますが、あるいは本人の平常の勤務態度その他問題があつたのではないかと思います。けれども、それについては一度よく調べさせていただきたいと思います。

○西風委員 大体、この郵便局長は逆性何とかという性癖があるのです。何か私どもが、そういうことをやつちやいかぬじゃないかとちょっと言うと、ぐわあっと上がるのですね。ところが、それが郵政省の中では、出世がしらの筆頭だそうであります。世の中の常識と郵政省は違うらしい。たとえば脱退届け——圧力をかけられての脱退届け、これを一つ読みますと、百合田さんという人の脱退届けですが、今般職務上長年お世話をなった組合を脱退しなければならなくなりました。私は入院中組合にたいへんお世話をなったことは一生忘ることはできません。しかし、どうか御理解くださいますようお願い申し上げます。これが金遁の第一組合に対する脱退届けであります。その他ここにもありますが、これは赤井さんといふ人の脱退届けであります。組合にたいへんお世話をになりました。感謝のほかはありません。職務上脱退をすることについてはたいへん申しわけないと思います、というようなのが、ここに幾つもあります。全部金遁の組合にはあなた方が前に出された指導要綱に従つてやつてあるのでしようが、組合を脱退することは、お世話になつてまことに申しわけないけれども、職務上組合を脱退させていただきますというのが大体の内容であります。時間がありませんから全部読みませんが、職

務上組合を脱退しなければならないことがあるのですか。いま言つたよな理由で、組合にお世話をね、そういうふうに全通の組合員でもありますから、組合を離れたくないけれども職務が執行できない、たとえば主事とかなんとかそういうものですね、そういう組合員の範疇に入つてゐる職制が、組合員であるためにできないということがあるのですか。

○山本(博)政府委員 これは前のこの委員会でも申し上げましたが、郵政省といたしまして、第一組合、いわば全通を脱退するような指導を下部にいたしておることは全くございません。ただいま職務上云々というお話がございましたが、その人の置かれている職務の内容が、たとえば全通がストの指令を出したときに、自分の職務上、そういう違法なストに参加したくないという悩みを持つであろうというポストはございます。たとえば主任とか主任とか、こういふ人たちは、いわば管理的な機能も持つておりますので、この人たちは郵便業務あるいはその他の業務の正常運行といふことについて、職務上の責任を持つておることは確かにございます。したがいまして、そういう意味で、自分の立場が職務上非常に苦しいとか、悩みが多いとかといふようなことで、非常に悩んでおるということは、これには当然のことでございます。したがいまして、そういうものが、いまのような多少矛盾といいますか、立場上二つの立場があるということはございますけれども、絶対にそんでなければならぬというものではないと思います。

○西風委員 いまのあなたの答弁は、非常に重大な内容が含まれておりますよ。たとえば主事の場合には、組合がさまざまな闘争をやつたときに、その闘争に参加する上で、官側に対し精神的に非常に申しわけない、職務上申しわけないと、いうような気持ちになる場合はあるでしょう、こういうお話をされけれども、それならあなた方は、

主事とかそういうふうな人々は組合を脱退させるか、非組合員の範囲に入れるか、あるいは第二組合に入れるか、そういうことを積極的に期待している、まああなたは非常に遠慮して言われているから、そういうことばは使っておりませんけれども、積極的にそのほうが望ましいというふうに解釈せざるを得ない答弁です、いまの答弁は。

す。
○西風委員 それは、私があげただけでもこれほどあるのです。三時間か四時間ぐらい局長の言つたことをあげられるほど材料があるのです。それがあなたのほうから見たら誇張があると見るかもわからぬが、全部事實でないことは絶対ありますん、事実ですからね、これは。そういうふうな局長であります。

とばで言いますと、人間一人の命は地球より重いといふ。職場で働いている労働者の首切りは、まさに死刑であります。人間の命を失うことであります。ある意味ではそうです。職場の中で首を切られるということは、地球より重いという内容の行為であります。その行為、その内容のものに対して——たった五日間の診断書しか出せないといふ。自分でこけた、多少トラブル、押し合いかあつたようだあります。しかし、手をポケットに突っ込んだままでもそういう押し合いが行なわれてこけた。五日間の診断書を取つた。これだけで首

○山本(博)政府委員 私のほうといたしましては、局長が転倒をさせられた。本人は、あまり力を入れたつもりはなかつたかもしませんけれども、本人の体格あるいはその場の局長との状況、そういうものから見まして——局長が、暴力は受けなかったと本人が証言したとしますと、これはまた違った話になりますが、私のほうが受けております報告、それからその他調査を依頼しまして調べさせた結果におきましては、本人が大きなからだで、二回にわたつて局長に体当たりを食わせたといふふうになつておりますので、そのように取りはからつた次第であります。

○松永政府委員 労使関係法上におきまして、労働組合に入ることが適当でないものの範囲は、御承知のよう公労委をきめまして、告示できまつ前提になつておるわけです。

ておられます。その他につきましては、結社の自由があるわけでござりますから、それぞれの組合員たるべき人の自由な心証によつて、どこに入るかということはきめらるべきが筋といたします。
○西風委員 この問題については、あとで田邊委員から別個に迫及があるようではありますから、次の問題に移ります。

この三百家本という局長は、職制を集めました集会の席で、私は大阪郵政局なんか相手にしていない、郵政省直轄であるということを言っております。さらに、総評の一萬や二万来てもびくともしない、これを迎え撃つのは男子の本懐である、こういうことを日常的に発言している人であります。このような郵政直轄といふものがあるのかどうか、こういう発言はあなたとして適當だと思われるかどうかお聞きしたいと思います。

○山本(博)政府委員 郵便局長は、すべて郵政局長の指揮下に入つております。本省の直轄といふことはございません。

○山本(博)政府委員 暴力をふるつたことは事実でございます。そういう報告になつております。西風委員 暴力をふるうといったって、ボケットに手を入れて、右肩にカメラをかけてどうして暴力をふるえるのでしょうか。あなたやつてみなさい、ここで実演してみなさい。しかもこの局長は、すでに來ていた警察に対し、この事件のすぐあとで、私はこういうふうに押されて、ここでこういうようところんだのだという実演をやつています。この程度の事件で——最近はやつているこ

対して、首切りの場合に、本人から何ら事情聴取もしないというようなことは、人間を大事にするいまでの日本の社会風潮の中で、一体正しい手続だつたかどうかお聞かせ願いたい。

ラスなのかマイナスなのか、あなたのお考えを聞
きたいと思います。

○山本(博)政府委員 ただいまお話をございまし
たように、確かに両手は出しておりません。両手
は出しておりませんが、本人は局長と比べますと
非常にからだの大きい人である。たとえば体重は
約九十キロでありますし、身長は百七十五センチ、
非常に大きい人であります。かねがね自分の力の
ことを誇示しておる傾向のある人でございま
す。本当にどうぞよろしくお

○西風委員 あなたが言つてゐることは、全然事実ではないわけですが、時間がございませんから押し問答するわけにいきませんが、これは本人を呼んで、处分される人事局でそういう事情を聞きましたか。

○山本(博)政府委員 本省といたしましては、聞いておりません。

○西風委員 あなた、首切られるということは、

す。過去においても、再三暴力事件にあわせたり、そ
うなことがあったのでござります。この際、確
かに手はボケットに入れておりましたけれども、
この人にからだごとぶつけられると、小さな局長がひっくり返るくらいの力がございま
す。これは意識的に二回にわたってからだごとど
つかつてきたということで局長がひっくり返った
ということになつております。

その人の人生航路にとつてたいへんな結果にならる。そんなことをあなたに言わなくともあなたの御存じのように、たいへんな問題ですよ。これは最後は第三者機関その他に入るにしても、こういう性癖のある局長のもとに起つたそういう事件に対して、首切る場合に、本人から何ら事情聴取もしないというようなことは、人間を大事にするい

は、懲戒免職にするときには特に慎重に、間違いないようにしていうことは指導いたしております。たゞ、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、すべて事情に応じまして、本人にそれを聞いておるかということございますが、これは場合によりまして非常に客観的に明白な状況が現認されておるものにつきましては本人に聞いておりません。しかし、証拠が非常に薄弱でありまして、たとえばこちら側も一人だけしかそういう現認がないというので上申が来たような場合には、あらためて該当する人に事情を聞くというようなことはいたしております。

だよななことがあつてもすぐ電話をかけてくる。あそこは、西成の直轄の警察ではない、担当警察ではない。また、西成郵便局のあの局長はふざけているということを、警察の警備担当係官が言うほど、何かというとすぐ警察に電話をして、事件にして、その事件を契機にして、それを大きくして第二組合と第一組合の紛争を起こす。局長が威嚇を加えて退職させるというのが常套手段です。事件は幾らもあるのです。そういう札つきの局長であります。おまけに大阪の全通中央本部は、この局長を追放するまで戦いをやろうということを言っている。そういうことをやることは、郵政事業及び国民にとって利益ではありません。そういう点で政務次官にもお聞きしたいのです。さっきの事件と同じであります。事情をよく調べて善処するということを約束していただけますか。

○高橋(清)政府委員 人事局長は、今までの処分内容、いわゆる現認二人以上という原則を固持しているようであります。いろいろなこうした処分内容を発表せられる時点におきましても、正直に申しましていろいろこまかいところにつきまして、こういう場面が出てこないことを期待もしております。おりましたし、常に一人ではやめております。必ず二人以上の現認者を得ておるということを聞きまして、まあまあそれならばと、私といたしましては至れり尽くせりとは申しませんけれども、皆さま方からかれこれ言われる、いわゆる熱意の欠如というようなものはあり得ないというような確信のもとに処してまいりましたのであります。したがいまして、いろいろ御指示賜わりました中には、今後におきましてもすいぶん反省もしなければならない結論を、納得せられるものを得るというようになりますし、それぞれひとつこうした面についてを、よく承知いたしました場面でもございますので、今後微力ではござりますけれども、人事局長もおりますし、それぞれひとつこうした面につ

○西風委員 大船渡事件と西成事件については、先ほどの言いましたように、直ちに単純に取り消しから、そういうことを一般的に言うおるのはない、調査して善処するというよう受け取っていますか。

○高橋(清)政府委員 よろしくうございます。

○西風委員 それでは人事局長にもいまの問題を確認しておきます。

○山本(博)政府委員 処分そのものは、確かに常に正しいとは思っておりません。したがいまして、これは組合とも数日前に交渉を持ちましたが、その際に具体的に郵政省側に瑕疵がある場合にはどうだという話がありました。私は瑕疵があつた場合には取り消す、こういうふうに申しております。具体的事例を組合のほうからも持ってくると思いますから、その際に調べまして、間違つておりましたら取り消しますが、間違つておりませんければそのままということにいたしたいと思います。

○西風委員 問違つておらなければそのままとかそういうことを言わずに、善処するかと聞いておるのだから、善処する、こういうふうに答弁してください。

○山本(博)政府委員 ただいま申し上げました意味で善処いたします。

○八田委員長 田邊誠君。

○田邊委員 ただいま大船渡、西成の問題を中心として、島本、西風両委員から具体的な指摘がございましたが、このよってきたるところは、やはり郵政省の労務管理といいましょうか、労働政策といいましょうか、そういうところに大きな誤りがあるということを私どもは感ぜざるを得ないわけです。

時間がございませんから前置きは抜きにいたしまして、以下端的に労務管理、労働政策に対する基本についてお聞きをいたしたいと思います。

先ほど政務次官は、あくまでも労使間は協調をはかつてこれらの運営をはかるべきである、こういう御答弁がございました。まことにそのとおりだらうと思うのです。そういう観点で、昨年の年末の問題がございましたけれども、この年末闘争を終結するにあたって、労使間の正常化をはかるために、郵政省は全通の組合と何らかの申し合わせをいたしておると聞いておるわけでございまするけれども、その内容を明らかにしていただきたいと思います。

○山本(博)政府委員 御指摘がありましたとおなり、——まあ郵政省と全通との間には長い歴史がございますが、必ずしも常に両者間の意思疎通あるいは関係が、円満にいついたわけではございません。しかし、そういう状況が好ましくないと云ふことは、私たちも率直に感じております。これは、私たちの努力が足らなかつたという点も認めますが、同時に私は、労働組合側も大いに反省し、協力をしてもらうということ、これは両方それぞれ努力すべき目標があるのじゃないだらうかということで、年末時の闘争妥結のときに、両者でそういう方向に努力をしようということについての申し合わせをいたした点がござります。

○田邊委員 お話をありましたとおり、いままでいわば正常化といいましょうか、紛争が起こりがちな労使の関係を、できるだけ正常にするために、いま御答弁のよくな、今後に向けてのお互いの努力をしようという、こういう申し合わせをなされたことを承知いたしました。まあその内容は、具体的には、やはり労使の関係の一番重要なことは、何といっても團体交渉、話し合いを十分進めることでござりまするし、そりいつた点で労使関係の安定をはかる、あるいはまた、組合側が常に言つておる、郵政省は組合ないしは組合員に對して、不当な処分あるいは不当労働行為、こういったものをするといふように言つておるわけでありまするけれども、こういつた不当労働行為なり不當な処分をすることは、省の方針でない、当

然組合の組織を認めながら、今後できるだけひとつ省としての正しい運営をはかつていく、こういうことであるというふうに私は聞いておるわけでありまするけれども、大体、ことばは別として、その趣旨でござりますか。

いつたわけですが、不当労働行為、これは法律に禁止されておることでござりますから、当然私たちはこれを自分たちの組織、郵政省の指導方針とするわけではございません。こういう点は今後ともそういう方針でまいるのは当然でございます。

ど申し上げましたように、ほんとうに内容に瑕疵があれば、これを取り消すにやぶさかでございません。決して私たちには不当な処分を意図的にするつもりはございません。ただ、郵政省自身の持つております国民に対する責任、あるいは内部規律、そういうものから見て、法あるいは規則、そういう法令の示す基準に従つて行なう処分は、これは私たちの責任といたしてやつていかなければならぬと思います。しかし、そういう問題がありましても、労使間がやはり共通に郵政事業を守つていくという地盤の上で両者ができるだけ話し合ひをして、両者ができるだけ協力をし合つて関係を円滑にしていくというのは、これは私たちもそのとおり目標を持つて、組合とそういう関係は保つていきたいということは念願しております。

○田邊泰風 年末闇令公綱の隣にもその起居のことを話をした、申し合わせた、こういうことです
ね。

○山本(博)政府委員 具体的には団体交渉の問題、あるいはその他いろいろな個別の問題が取り上げられましたけれども、総体的には、労使間で今後できるだけ話し合い、あるいは意思疎通、そういうものを円満に、円滑にしていく、労使間の関係というものを、安定したものにしていくといふことが基本線でござります。

○田邊委員 労働政務次官、先ほど、全通の組合を脱退する郵政職員が、自分としては組合を去るのには忍びがないけれども、またたいへんお世話をなったという好意的な感情を抱きながらも、職務上私はやむを得ないのだ、こういう脱退届けを寄せ出しているのをお聞きになつたと思うのであります。これを受けて山本人事局長は、これは主任とどうような——現場の中間管理者と称しているそ�でありますけれども、これらの人たちは、いわゆる職務上の悩みを持っているのではなかいか、こういう話がありました。私は、ことばはいすれであつても、この答弁の持つ意味、その

ると思つておるのであります。労働組合に入つてゐる者が、いわばそういう職制上の悩みを持つて、これが組合の脱退の一つのきっかけ、要素になるという、ここに実は郵政省の持つ労働政策、いわば中間管理者を含めての職制上に対するいろいろな圧力といいましょうか、いろんな指導、こういったものが、労使間の正常化を阻害している一つの要因ではないかと私は思うわけでありますけれども、これに対しても労働省としてはいかなるお考え方をお持ちでございますか。

○松永政府委員　ただいまの御質問、たいへん丁寧な御質問であると思います。先ほど私御説明申し上げましたのは、労働組合法上のたてまえといたしまして、どのような仕組みで監督その他の使用者の利益を代表する者というものの範囲が、

をするということにつきましては、加入も脱退も全く自由であるべきであるという大原則があるのでございます。それと同時に、やはりその会社なりあるいはその職場における労使関係の実態といふものも、組合員の心理といいますか加入脱退について微妙な影響を及ぼさるのではないかといふうに考へるのでございますが、法制上のたてまえとしては、あくまで自由に、そして自分の考へに基づいて、他からの干渉なしに加入し、そして脱退することとがあくまでも法のたてまえというふうに私どもは考えております。

○田邊委員 実は、これが持つ意味合いというの

を尽くすわけにいかないのです。しかし、組合の脱退が、主としてやはり職務上ということを職員の感覚から脱退する、こういう傾向が感じてその組合から脱退する、現在あることだけはいなめない事実なんです。このいわゆる職務上の悩み、先ほど人事局長に言わされたけれども、この悩みというものを心理的に与えている労務政策、ほかの理由じゃないのです、職務上のことでもって組合にとどまることはできない、こういう心理状態に追いつむこの労務政策私は、ここに郵政省の労務政策の長年にわたる問題が存する、こういうふうに実は考へるわけではありません。このことは、具体的な事象とからみ合わせながら問題を解明しなければなりませんけれども、郵政省にぜひ考へてもらいたいことは、職員が、常に労働組合の中でもいろいろ職場上の職制に属している人たちがあります。しかし、それ

らを踏み出だしたから、現在の「本の勞使組合」の組織は、
といふものが公労法上の問題は公労委でもつて牢
はきめておる。これがいわば一つの線だ、常識では
ある。ところが、その中に、組合に属している人
たちの中でも主事、主任というような人たちが、
職務上の悩みに追いやられて組合を脱退してい
く、こうした状態、これは実は自由な意思とい
ふうに――その瞬間はそうかもしれませんけれど
も、長い間における心理状態というのは、それば
かりとは言い切れない。そこに何としても郵政省

○**會山政府委員** 例年になく労使関係の安定を早めに図る方針をとられており、その後の状況もよく見ておられると思います。そこで、この問題についてお尋ねいたします。

次の問題に移りますが、郵務局長、昨年の年末における時事の繁忙といふのは、これは年末闇争が十二月の五日に妥結をいたしまして、その後の繁忙処理は例年に比べていかがでございましたか。

私はあえて政務次官に御答弁は求めませんけれども、私の言つておる意味がおわかりだろうと思ふのであります。ひとつ深く考察をされて、今後に対処してもらいたい、こういうふうに思うわけですがあります。

○**會山政府委員** 例年になく労使関係の安定を早めに図る方針をとられており、その後の状況もよく見ておられると思います。そこで、この問題についてお尋ねいたします。

次の問題に移りますが、郵務局長、昨年の年末における時事の繁忙といふのは、これは年末闇争が十二月の五日に妥結をいたしまして、その後の繁忙処理は例年に比べていかがでございましたか。

私はあえて政務次官に御答弁は求めませんけれども、私の言つておる意味がおわかりだろうと思ふのであります。ひとつ深く考察をされて、今後に対処してもらいたい、こういうふうに思うわけですがあります。

○曾山政府委員　十一月上旬から一月の上旬にかけてでございます。

○曾山政府委員 十二月上旬から一月の上旬にかけてでございます。

○田邊委員 大体十二月十日前後から一月十日前後が年末時の繁忙だということです。これがスムーズにいった大体そういうことで好成績を残した。ところがどうですか、その後の二ヶ月の十三日に三千名以上に及ぶところの処分を発表しているのです。ここに私は一つの問題が残ったのではないかと思うのです。例年よりも年末時たのではないかと思うのです。

になつてスムーズにいって、全従業員の中には、いわば労働組合側から見れば、かなりの全廻の労働組合その他の労働者がおったわけであります。この人たちの、いわば仕事に熱中をされ協力をするという立場でもつて年末時を乗り切ることがで、いた、その直後に大量の処分を発表した、これはタイミングとしてはいかがでござりますか政務次官。

○高橋(清)政府委員 処分発表のタイミングといつたしましては、先生お示しになりましたように、うまくいっておる、あるいはそのとおりだという

ような印象を与えるようなふうにはまいらぬことについては、正直に申しまして残念しごくに思

ます。しかし御存じのように、非違な行為に対しまして処断をしなければならぬという規律厳正

な、職場のいわゆる規律保持ということについて専念してまいりまつた以上は、郵政当局におきま

しては特に国民生活と密接な関係を持つておりま

する事業内容でありますだけに、なおさらのこと

であります、そういった面について今まで郵政当局といたしましては、与う限り——これらの

処分をしてという感じでは全然おらぬのであ

りますけれども、非違行為に対しましては処断を

しなければならぬという確固たる今日までの趣旨

でもございますので、やむを得ざる処分内容の発

表、そしていま申しましたようにタイミングが合

わぬような気はしたのでありますけれども、やむ

を得ず十三日というような事情になりましたこと

をお認め賜わりたいと思うのであります。

○田邊委員 いま政務次官が言われたとおり、年

末繁忙処理は非常にうまくいつた、それが終了し

た直後において大量処分の発表というものは、これ

はまことにタイミングとしては合わぬ、残念しこ

くだ、これはもうそのとおりだと思うのです。私は政務次官の率直な御答弁、そのとおりだと思う

のです。

処分の内容についてこまかくお聞きをすること

は時間の関係で避けますけれども、そういたしま

すと昨年の年末は、全廻の組合はたしか十二月

の一日から五日まで、法に示された三六が無協定

であつて超過勤務をしなかつたということで、それ以外の組合員の指令によるところのいわば実力

行使といふものはやられたのですか、やられないのですか。

○山本(博)政府委員 その間東京を中心いていたし

まして、不承認欠勤といふものが非常にたくさん

出ました。全廻の発表で約一千万以上、郵政省自

身の確認いたしましたところで数百萬の郵便物が

滞留したという事実がござります。

○田邊委員 私の答弁に正確にお答えいただきた

いのですが、組合の指令によつて、三六の協定

は、これは結ぶ結ばないは労働組合の権利でござ

りますね、それによつて滞貨が出たという場合は

わからましたが、それ以外にいわば時間内食い込

みの実力行使とか、そういう組合指令による実力

行使というのはなかつたのですかあつたのですか

か。

○山本(博)政府委員 ただいま私が申し上げまし

た約毎日二割前後の職員が不承認で欠勤をする、

こういうのは組合の戦術でとられたわけであります。

○田邊委員 従前とられておる時間内食い込みの

実力行使等の、いわば組合指令一本によつて全国

で行なうという実力行使というものはなかつた、

これはもう事実である。そこでいまいろいろとお

話がありましたが点はあとでお聞きをいたしますけれども、その大量の処分を出した最大の理由は何ですか。

○山本(博)政府委員 これは名目では、なるほど

は東京の芝のよう訓告を含めて百二十名、実際に芝

の郵便集配部門の九〇%以上が処分に当たつてい

る。ところが、芝が他の局に比べて、著しいあな

たの言う行為があつたのかどうかというよう見

ますると、私はそうとも言い切れないような感じ

がするわけです。そういういわば現場長の主觀、

現場長の考え方、これによつて処分が出されているところに、私は処分の中身が非常にまちまちな

事例が浮かんできているということを実は指摘をせざるを得ないのであります。あとでお聞きをしますけれども……。

○田邊委員 これは名目では、なるほど

ちょっと問題がはりますが、私は以前から取

り上げている問題ですから、この際一言だけお聞

きをしておきたいのですが、いわば停職以下の処

分は、國家公務員法八十二条でございますね。

○山本(博)政府委員 國家公務員法の八十二条に

は戒告から免職までござります。

○田邊委員 ちょっと私誤りました、免職からあ

りますが、そうしますと、これはもちろん公務員

としての懲戒基準に基づくものであります、労

准のときに、特別委員会で法制局とヤリ合いをし

の一日から五日まで、法に示された三六が無協定

前までの書類を集めまして処分いたしました。

○田邊委員 処分の基準は、一体どこにそのもと

を置いているのですか。現場長の現認、現場長の

行使といふものはやられたのですか、やられない

のですか。

○山本(博)政府委員 その間東京を中心いていたし

まして、不承認欠勤といふものが非常にたくさん

出ました。全廻の発表で約一千万以上、郵政省自

身の確認いたしましたところで数百萬の郵便物が

滞留したという事実がござります。

○田邊委員 私の答弁に正確にお答えいただきた

いのですが、組合の指令によつて、三六の協定

は、これは結ぶ結ばないは労働組合の権利でござ

りますね、それによつて滞貨が出たという場合は

わからましたが、それ以外にいわば時間内食い込

みの実力行使とか、そういう組合指令による実力

行使といふのはなかつたのですかあつたのですか

か。

○田邊委員 しかし郵政省として、それぞれの懲

戒処分のランクに、どこのランクに当つてはむべき

かということについては、当然一つの基準なり規

範なりといふものがあるだろうと思うのであります。

そのいわば基準に基づいて今回の処分がなさ

れたというふうにはどうしても見受けられない数

多くの事例があるのです。中には、ひどいところ

は東京の芝のよう訓告を含めて百二十名、実際に芝

の郵便集配部門の九〇%以上が処分に当たつてい

る。ところが、芝が他の局に比べて、著しいあな

たの言う行為があつたのかどうかというよう見

ますると、私はそうとも言い切れないような感じ

がするわけです。そういういわば現場長の主觀、

現場長の考え方、これによつて処分が出されているところに、私は処分の中身が非常にまちまちな

事例が浮かんできているということを実は指摘を

せざるを得ないのであります。あとでお聞きをしますけれども……。

○田邊委員 では米山君の場合は年末闇争ではな

くて、昨年の小包集中処理の問題でもつて処分を

されたわけですね。「同地方本部副執行委員長と

して同組合中央本部の発出した違法なストライキ

実施指令に基づき、昭和四十二年九月一日東京中

央郵便局は二局においてストライキを実施し、

多数の組合員をこれに参加せしめる等したもの

ある。」処分の理由ですね。

○山本(博)政府委員 公勞法の規定でまいります

と、これは解雇一本しかございません。したがつ

て、同じく内容が機関責任といたしましても、解

雇をする内容とは——私のほうですべてが解雇だ

とは判断いたしておりませんので、その情におき

まして解雇に当たらないものは懲戒で、停職とか

あるいは戒告とかというようなものに当つてはめて

処分をすることがございます。

○田邊委員 勞働組合の純然たる機関責任を追及

する場合は、これは私はILOハ十七号条約の批

准のときに、特別委員会で法制局とヤリ合いをし

うことです。

○田邊委員 どうでありますか。

○田邊委員 いわば労働組合側から見れば、かなりの全廻の労

働組合の幹部としていわば機関責任を問う場合は

どうでありますか。

あるのです。これはあなたの方の処分の中では一番単純な処分内容なんです。これはもうやはり本省としては、一つの統一した指導をしなければならぬ中身だらうと私は思うのであります。そうすると、これはどういうことなんですか。これは現場長の考え方でもって、いまのは処分のできる事項ですか。

○山本(博)政府委員

権限といたしましては、現

場の局長に委任してござります。しかし、いま御指摘がありましたように、労働問題というのは、全

くうござりますので、労働問題に関しましては、処

分をするのは本省が一つの基準というものを示し

ています。そういう基準によつて、各現場現場で

処分を考えるといふことがあります。

○田邊委員 権限といたしましては、現

場の局長に委任してござります。しかし、いま御

指摘がありましたように、労働問題というのは、全

くうござりますので、労働問題に関しましては、処

分をするのは本省が一つの基準というものを示し

ています。そういう基準によつて、各現場現場で

処分を考えるといふことがあります。

○田邊委員 したがつて、同じあなたの方の処分内

容に当たつておつても、この処分は、これほど実

は違う内容なのです。非常にまちまちなのです。

これは一つには、やはりその現場の長のその人の

主觀、感じ方、こういったものに非常に左右され

ているといふうに私としては思はざるを得ない

のです。

もう一つお聞きいたしますけれども、同じ処分

内容であつて、処分のいわば量刑に差がありますか、同じもので……。

○山本(博)政府委員 全く同じであれば差はござ

いません。

○田邊委員 葛飾新宿局に、あなたの発令して

いる処分内容が全く同じものであつて、一方は減

給六カ月、一方は減給一カ月というものがある。

なぜ、それじゃそういうふうに差がついたのか、

一方は主任であります。一方はいわゆる職務上

の肩書きがない。そうすると、主任のほうはあれ

ですか、職務上の何か中間管理者の立場であるか

ら、同じものであつても、これは処分は重くて、

一般の者は処分が軽い、こういうかつこらになり

ますか。

○山本(博)政府委員 主任であるか、平の職員で

あるか、そういうことは処分に全く関係ございま

せん。いまあげられました事例として考えられるのは、もし、どちらかが組合の役員として指導的な立場にその局であったかどうかの違いがあれば、そういうものは出できます。

○田邊委員

そういうことは書いてございません

ね。集配課主任として勤務した者であるが、こう

いうことで、それ以外は同じであります。組合の

役員だからという意味じやございません。そいつ

ことは指摘してございません。これは明らかに、やはり一方は主任であるという立場、一方は

そうでない立場というものでいわば処分の差をつ

けた、私は主要な原因ではないかと思うのであり

ます。葛飾新宿局の集配課の荒井三郎君、渡辺龟

吉君、減給六カ月、それ以外の集配課の組合員、

減給一カ月、お調べをいたしまして、もしその

中身について——減給六カ月と一カ月ですから

ね。差がありまするならば、ひとつそれを具体的

にお示しをいただきたいと思うのです。いかがで

ございますか。

○山本(博)政府委員 先ほどもちょっと触れまし

たが、回数の違ひによつてこういう差が出てくる

場合もございますので、なお念のために調べて御

報告いたします。

○田邊委員 私がいま調査をいたしましたところ

でも、先ほど言つたように——回数の差といふ

うに人事局長言われたけれども、同じ処分の、い

わば中身であつても、ときに訓告であり、ときに

戒告であり、減給であると、こういう状態であ

ります。ひとつ、先ほどの三局の例についても、

お調べをいたさきたいのでありますけれども、調

べるまでもなく、いわばこれは現場長のそういう

感じ方、中にはさつきの西成局のような局長が

あります。ひとと、先ほどの三局の例についても、

あります。年末闘争が、労働組合との間ににおける一つ

の申し合わせ、条件と申しましょか、そういう

ことがあつたということを先ほど御報告いただいた

ことがあります。やはり処分をすることが本旨ではないと思

ります。年未闘争が、労働組合との間ににおける一つ

の申し合わせ、条件と申しましょか、そういう

ことは組合員に対する、いわば先制攻撃をかけた

一つの省の強硬な労務政策のあらわれではない

か、私はこういう感じがするわけであります。

政務次官、お聞きになつていて、おわかりであ

るうと思うのでありますけれども、私どもがはた

は、幾らかでも違ひはあるとあなたはおっしゃる

かもしれません。しかし大筋においては、処分の

一つの基準があるとすれば、あまりにもこれは差

がある処分ではないか、こういうふうに私は考え

ざるを得ないのです。そういうふうに感ぜざるを得ないわけですけれども、過去何年かの間に行なわれた郵政の処分と比

較をしてみても、今回の処分は量刑においてきわ

めて重い処分をしておる。こういうふうに思はざ

れるを得ないのです。たとえば年末闘争ではなくて、昨年の夏の小包み集配処理に関する闘争につ

いても、東京地本の鈴木豊君、高木繁治君両君に

対して解雇の処分をいたしておりますけれども、これ

も、これも厳格な意味において、いわば実力行使

をやり抜いたという状態ではない。たしか九月一

日に、これは実力行使を中止している。こういう

いわば話し合いによる一つの時点があつたはずで

あります。そういう点から見まして、この処分の

中身というのは、いわばその量においてもきわめ

て重い処分をしたということに非常に大きな特徴

があると私は考えざるを得ない。しかも処分はま

ことにまちまちで、現場長の感情に左右された処

分がある。その代表的なものが大船渡であり、西

成である。こういう状態であろうと思うわけであ

ります。私は先ほど政務次官が言われたとお

り、やはり処分をすることが本旨ではないと思

ります。年末闘争が、労働組合との間ににおける一つ

の申し合わせ、条件と申しましょか、そういう

ことがあつたということを先ほど御報告いただいた

ことがあります。やはり処分をすることが本旨ではないと思

ります。年末闘争が、労働組合との間ににおける一つ

の申し合わせ、条件と申しましょか、そういう

ことは組合員に対する、いわば先制攻撃をかけた

一つの省の強硬な労務政策のあらわれではない

か、私はよろしくないと思

います。

○田邊委員 一月十三日の処分について、私は省

がメンツがあるから、この場所でもつて再検討のよう

な場面の二度とないよう十分検討をいたしまし

て、いわゆる善処をとりたいと存じます。

御指摘になりましたようないい處分結果を得ること自

体、私はよろしくないと思

います。

○高橋(清)政府委員 いろいろ処分の量刑の内容

において欠くるところがあり、均等を得ていないと

いう印象を与えるような処分結果を得ること自

体、私はよろしくないと思

ります。しかし、いつかはございましょう。

○高橋(清)政府委員 いろいろ処分の量刑の内容

において欠くるところがあり、均等を得ていないと

いう印象を与えるような処分結果を得ること自

体、私はよろしくないと思

います。

○高橋(清)政府委員 先ほど人事局長のほうから

申し上げました、あとで御報告申し上げますとい

う分野につきましては、仰せのとおりにいたしま

す。

○高橋(清)政府委員 先ほど人事局長のほうから

申し上げました、あとで御報告申し上げますとい

う分野につきましては、仰せのとおりにいたしま

す。局長もそのつもりでございますし、あとう限り御趣旨に沿うような御報告内容にしたいと思います。

○田邊委員 私は、年末闇争妥結の際に、省が話し合いをされた、今後の労使関係については、団体交渉を含めて十分正常な歩みをし、組合に対し不正当労働行為等をしないという、これが基本でなければならぬと思う。そういう意味合いで、今回の処分はきわめて遺憾であるというふうに考えるわけでありますと、その時期等がタイミングが合わなかつたという政務次官のお話がありましたが、私は思うのでありますと、あくまでも年末闇争妥結の際における労使間の話し合いのを、その基本において、今後ひとつ運営をはかつていただきたいと強く念願をするわけでございませんが、政務次官からひととお答えをいたいと存じます。

○高橋(清)政府委員 いろいろ御指摘賜わりました。今後事務運営にあたりまして、参考になります。

○島本委員 労使大臣来ておりますか。先ほど来ておられないでの、この問題、質問できませんでしたから、一つだけ最後に締めくくりとして質問いたします。

それでは、いままでいろいろとここに質疑が繰り返され、また答弁がありましたが、しかしながら、その内容等においてもまたほん明らかになつたわけでございまして、この内容等、いわゆる年休の問題、いわゆる業務命令の問題、その他今までに出た最新の裁判所の判決、こういうようなものに照らしてもこれは当らないといいう判断がなつてきておりますので、この問題についてお尋ねしたいと思います。

云々という理由もありますが、これも労働組合法学、高校、あるいは大学の各学卒者に対しまして、産業界では、特に今春学園を巻立っていく中でございまして、この問題に含まれていています。

上認められている行為であるといいう判決さえ最も御出されておるのであります。こういうようなのも理由になっておるとすると、今回の処分そのものは、郵政省が出した処分であるには間違いないわけでもない。また、今後当然のことは、郵政省が出した処分であります。したがつて、労働大臣として、労働者保護の立場から十分関連を密にして、そして指導すべきは指導して、是正させるべきものは是正して、そして現在を是正し、今後のためにも、よい労働慣行をつくるようになさるべきではないか、こういうふうに思うわけでございますけれども、労働大臣の所感を聞いておきたいと思います。

なお、この点についても、あらためて郵政政務次官の説明がほしいのでござりますけれども、前回の説明で了解いたしましたから、労働大臣のこれは対するはつきりした見解を承りたいと思いましておきたいと思います。

○小川国務大臣 御発言の御趣旨はしかと承りました。私もこいつをむしろ感謝申し上げます。御趣旨のほどを十分体しまして、今後の運営に当たりたいと存じます。

○高橋(清)政府委員 いろいろ御指摘賜わりました。今後事務運営にあたりまして、参考になります。

○島本委員 労使大臣来ておりますか。先ほど来ておられないでの、この問題、質問できませんでしたから、一つだけ最後に締めくくりとして質問いたします。

いろいろ先ほどから出ておりますことは、民間の企業体であると公企企業体であるとを問わず、健全な労働組合運動の発展、労使の関係の確立ということでござります。

いろいろ先ほどから出ております個々の具体的な案件につきましては、権限を持つ第三者機関が最終的には判定すべき問題だと存じますが、労働者といたしましても、必要に応じて相談にも応じ、また助言もいたして、円満な解決に資したい、かように考えております。

○八田委員長 島本君。

○小川国務大臣 御発言の御趣旨はしかと承りました。私もこいつをむしろ感謝申し上げます。御趣旨のほどを十分体しまして、今後の運営に当たりたいと存じます。

○高橋(清)政府委員 いろいろ御指摘賜わりました。今後事務運営にあたりまして、参考になります。

○島本委員 労使大臣来ておりますか。先ほど来ておられないでの、この問題、質問できませんでしたから、一つだけ最後に締めくくりとして質問いたします。

それでは、いままでいろいろとここに質疑が繰り返され、また答弁がありましたが、しかしながら、その内容等においてもまたほん明らかになつたわけでございまして、この内容等、いわゆる年休の問題、いわゆる業務命令の問題、その他今までに出た最新の裁判所の判決、こういうようなものに照らしてもこれは当らないといいう判断がなつてきておりますので、この問題についてお尋ねしたいと思います。

云々という理由もありますが、これも労働組合法学、高校、あるいは大学の各学卒者に対しまして、産業界では、特に今春学園を巻立っていく中でございまして、この問題に含まれていています。

上認められている行為であるといいう判決さえ最も御出されておるのであります。こういうようなのも理由になっておるとすると、今回の処分そのものは、郵政省が出した処分であるには間違いないわけでもない。また、今後当然のことは、郵政省が出した処分であります。したがつて、労働大臣として、労働者保護の立場から十分関連を密にして、そして指導すべきは指導して、是正させるべきものは是正して、そして現在を是正し、今後のためにも、よい労働慣行をつくるようになさるべきではないか、こういうふうに思うわけでございますけれども、労働大臣の所感を聞いておきたいと思います。

なお、この点についても、あらためて郵政政務次官の説明がほしいのでござりますけれども、前回の説明で了解いたしましたから、労働大臣のこれは対するはつきりした見解を承りたいと思いましておきたいと思います。

○小川国務大臣 最近における労働力の需給逼迫の実情につきましては、もとよりよく御承知のことと存しますが、求人が求職をこえるという現象は、実は、昨年に亘って初めてあらわれてきた現象でございます。具体的な数字等につきましては、ただいま安定局長から説明をいたさせます。

○有馬政府委員 大体昭和三十年ごろには、中学校、高校のいわゆる学卒者の求人倍率は一前後でございましたが、これがだんだん倍率が高まってまいりました、三十五・六年ごろから二倍から三倍近くにはね上がりまして、最近では、四十二年の三月実績で、中学が三・四倍、高校が三・一倍。それから、これはことしの三月の卒業者の見込みでございますが、倍率は、中学が四・九倍、高校が二・八倍、こういうふうな倍率で、最近は倍率が非常に高くなっています。

これと同時に一般の労働市場における学卒者以外の需給につきましても、だんだんと求人求職の倍率が一に近くなりまして、全体としては非常に労働力の不足というような事態に立ち至つておりますが、ただ、年齢的に見ますと、やはり高年齢者が求職倍率が高いといいますか、就職難である。たとえば、五十歳以上の年齢だけをとつてみると、三十五年当時、求職倍率が一五・二、す

いわゆるねらい撃ちをかけて、去年ころから激しい争奪戦が演じられているとも聞いております。

そこで、この人手不足に対する政府の対策をお伺いするわけですが、順序立てて尋ねます。

まず、人手不足現象をあらわす自安というものは、一般労働市場での労働力の需給関係に示されると聞いております。終戦後ずっと過剰労働力といわれてきたものが、最近では求人超過現象だと

いうふうに変わってきておりますが、一体この現象はいつごろからこのような姿に変わってきたのか、そういう点、大ざっぱでけつこうですか

ら、ますお答えを願いたいと思います。

○小川国務大臣 最近における労働力の需給逼迫の実情につきましては、もとよりよく御承知のことと存しますが、求人が求職をこえるという現象は、実は、昨年に亘って初めてあらわれてきた現象でございます。具体的な数字等につきましては、ただいま安定局長から説明をいたさせます。

○有馬政府委員 大体昭和三十年ごろには、中学校、高校のいわゆる学卒者の求人倍率は一前後でございましたが、これがだんだん倍率が高まってまいりました、三十五・六年ごろから二倍から三倍近くにはね上がりまして、最近では、四十二年の三月実績で、中学が三・四倍、高校が三・一倍。それから、これはことしの三月の卒業者の見込みでございますが、倍率は、中学が四・九倍、高校が二・八倍、こういうふうな倍率で、最近は倍率が非常に高くなっています。

これと同時に一般の労働市場における学卒者以外の需給につきましても、だんだんと求人求職の倍率が一に近くなりまして、全体としては非常に労働力の不足というような事態に立ち至つておりますが、ただ、年齢的に見ますと、やはり高年齢者が求職倍率が高いといいますか、就職難である。たとえば、五十歳以上の年齢だけをとつてみると、三十五年当時、求職倍率が一五・二、す

なわち求人一に対し、求職者が一五・二人ございました。これはだんだん改善されまして、下がつておりますが、最近四十二年の実績におきましても、やはり四・七倍というふうな倍率で、年齢が高いと就職は必ずしも容易ではないというよ

うな状態になつております。

○大橋(敏)委員 いま、大臣の説明によりますと、去年ごろから、とみに求人難になつたというふうなお答えがありましたが、私が調べたところによりますと、三十六年以前は求職者が求人を上回つて、それが逆転したんだ、いわゆる買い手の労働市場から売り手のそれに変わつたんだ。このように大きな分岐点は三十六年ないし七年のそこにあつたところが、三十七年以降になつて、それが逆転したんだと聞いておりますが、この点はどうでしよう

か。

○小川国務大臣 申し上げましたのは、求人が求職をこえるという現象が初めてあらわれましたのが昨年だ、かのように申したわけです。労働力需給逼迫の傾向は、御指摘のとおりもつと早くからあらわれてきておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、求人超過現象、特に中卒者、高卒者にあらわれているといわれておりますが、中卒者での求人倍数は、三十年ごろと今一度お願ひします。

○有馬政府委員 三十年は、中学で例にとりますと、求人倍率が一・一倍、要するにバランスがとれておつたわけですが、四十二年になりますと、これが三・四倍にはね上がつております。

○大橋(敏)委員 中卒者の求職者といふものは、進学率の向上のために非常に急減してきており、求職者といふものは、全体の何%ぐらいで何人ぐらいい見込まれていて、お尋ねします。

○有馬政府委員 四十三年の正確な数字がまだ出しておりませんが、四十二年の実績で申し上げますと、中学につきましては進学率が七・二%就

職者が四十四万六千人で就業率は二二・九%、これは必ずしも進学と就業率を足して一〇〇%になります。りませんけれども、そういう状態でございます。

○大橋(敏)委員 これは新聞などの情報で知ったわけですが、四十三年度の中卒者の就業、就職希望者は、全体でわずか一五%ぐらいだと見ました。それから人数で二十八万人。いまの御説明によりますと、昭和四十二年七一・二%進学して、あとそうでない人が二一・九%ということになったということですが、昨年から比べますと大体一三%ぐらい落ち込んでいるのではないが、こういうふうに考へるのですけれども……。

な事例がございまして、雇用を義務づけるということについては、いろいろな弊害もございますので、私どもとしましては、義務化しなくとも、努力目標で雇用率を設定することによって、行政指導を加えつつ、所定の目標を達成したいというふうに考えておりまして、義務化の問題は、現在のところ考慮しておらないという状態でございまます。

○大橋(敏)委員 先ほどの、大幅にふえてきた雇用供給源としての労働省の基本的な考え方、現在すでにくすれてきた状態にあるわけです。というのは、学卒者も、今までの話のとおりに、もう頭打ちというところまできたような感じを受けますし、農商業、特に農業に従事している家庭の若年労働者といふものは、都市などにどんどん出ていってしまう、こういうようなことから、ここに何かやはり義務づけるべきものがなければならないかといふ問題です。

○有馬政府委員 御指摘のような就労形態につきましては、雇用自体がきわめて不安定であり、労働条件が非常に悪いといふような雇用形態でございますので、私どもとしましては、この不安定な雇用状態を改善すべきであるという考え方で、先ほど申しました雇用基本計画におきましてもこのことを特に指摘いたしまして、重要な項目として取り上げまして、この改善策を考えるのでござります。いろいろ具体的な内容はございませんが、その中で一番大きな問題としましては出かせぎ就労形態にありまするいわゆる出かせぎ者の問題、これにもいろいろな種類がござりますが、私どもとしましては出かせぎ者の中では正常、通常の通年雇用ができる者については、できるだけ通年雇用のほうへ持つていて、そうして通年雇用ができない者について明るい出かせぎ体制を

確立していくこう、こういうふうな政策をとつておられます。それからまた石炭等に見受けられます組夫につきましても、石炭措置法その他によりまして、これの使用を厳重に規制しておりますので、できるだけ正常雇用の一般の労働者によつて石炭を掘るようになむけていております。こういうふうなことで御指摘のような不安定雇用は漸次改善をしてまいりたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 時間が来たようでございますので、最後にもう一つお尋ねしたいのですが、若年の労働者はいわゆる引っぱりだこでありますけれども、それにつきまして中高年齢層の、特に高齢者の就職の問題が出てくるわけであります。これはいまもさっぱり改善されていないという状況だらうと思いますが、中高年齢層の失業者に対する年齢者の就職の促進をはかつておるという状態でございます。

○有馬政府委員 中高年の雇用対策につきましては、私は考へるのであります。そこで、実際これに対してもどのような対策が講じられているか。また労働省では最近全国の十三ヵ所の職安に高年齢者コーナーといふものを設置なさいたということを聞いておりますが、それはどのような動きをしているか、お願ひします。

○有馬政府委員 中高年の雇用対策につきましては、私が一番重点を入れておるところでございまが、その内容は多方面にわたつておりますが、御承知のように第一点としましては、三十五歳以上の中高年を対象にいたしまして、就職促進の措置という特別な促進措置を講じております。

午後一時二十七分散会

その他の御指摘のように、高齢者のコーナー、あるいは相談コーナーといふようなものを主要な安定所に設置いたしておりますが、これの最近の実績を見てみると、求職の相談件数といたしまして、昨年の四月から九月までの半年間にわたりまして、二万九百六十九件ござります。また市役所あるいは区役所等に設けておりまする相談コーナー

におきましても、これは数字は、件数は少ないのですが、全体で二百六十一件といふうな実績がござります。このほか御承知のようないわゆる東京、大阪、名古屋というふうに開店をいたしております。来年度はさらにこれに加えて福岡、広島というふうなところに人材銀行を新たに設けていく、かような具体的な措置を通して、中高年齢者の就職の促進をはかつておるという状態でございます。

○大橋(敏)委員 最後に、大臣にお願いでございますが、特に石炭産業はいま非常に逼迫して閉山が予想され、またそこから当然起こつてくる失業者が、ばく大なる数が予想されているわけでございまが、特にこのようないわゆる失業者に対する雇用政策に全力をあげていただきたい。この雇用政策に対する大臣の所信を一言聞いて終わりたいと思いま